

わかばこども園関係者評価委員会設置要綱

(名称)

第1条 本委員会は、わかばこども園関係者評価委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(趣旨)

第2条 この要綱は、わかばこども園運営規定第24条に基づき、本委員会に関する必要な事項を定める。

(目的)

第3条 本委員会は、こども園評価の客観性・透明性を高めるためにもこども園関係者評価を実施し、こども園運営の改善、教育及び保育の向上、開かれたこども園づくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ・ こども園の自己評価が適切に行われているか検証する。
- ・ こども園運営の改善に向けた取り組みが適切か検証する。
- ・ こども園の自己評価を受けてこども園関係者評価を実施し、結果の公表を行う。

(組織)

第5条 本委員会は、次の構成員によって組織する。

- ・ 法人評議員代表 1名
- ・ 第三者委員 1名
- ・ 福山市立駅家北小学校校長 1名
- ・ 法成寺町内会会長 1名
- ・ 保護者会代表 2名

(任期)

第6条 本委員の任期は3年（保護者会代表1年）とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 本委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、本委員会を総理する。

(運営)

第8条 本委員会は、園長が招集する。

- 2 本委員会は、必要に応じて関係者を集め、その意見を聴くことができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。